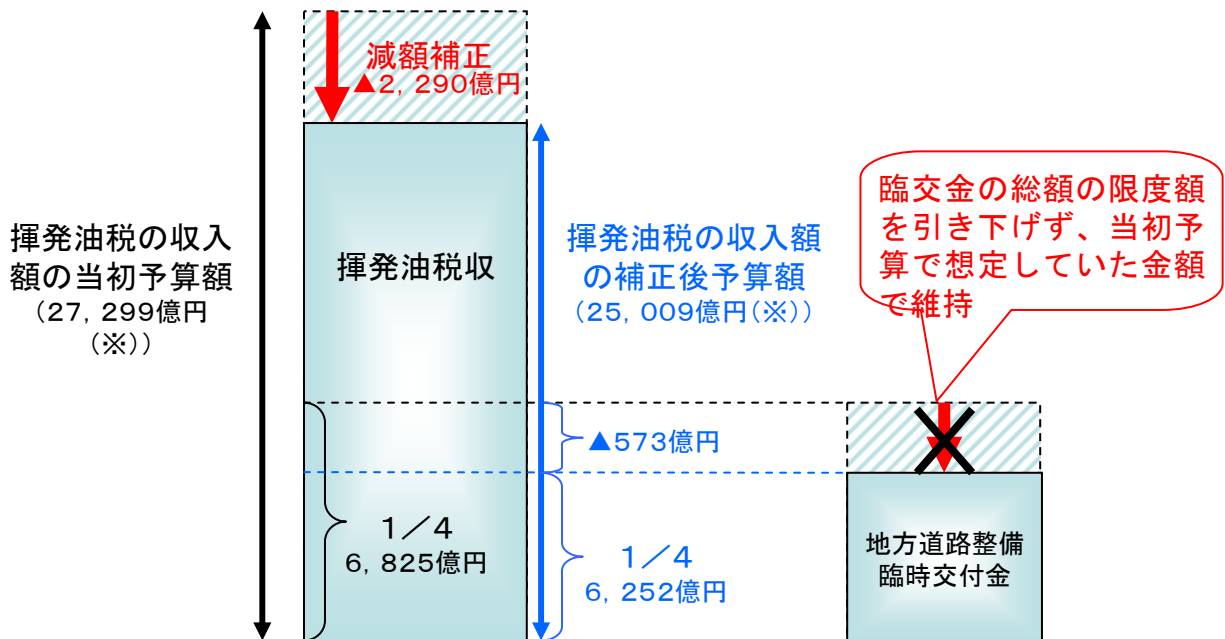


平成20年度においては、最近の地域経済の状況等を踏まえ、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額について、揮発油税収の補正後予算額の4分の1相当額に引き下げず、揮発油税収の当初予算額の4分の1相当額とする特例措置を講ずる。

○平成20年度における特例措置のイメージ



(※) 決算調整額を含む。

○道路特定財源の一般財源化等について (抄) (平成20年12月8日 政府・与党)

本年5月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」等に基づき、以下の措置を講ずることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

7. 平成20年度予算における措置

平成20年度予算において揮発油税収の減額補正が行われる場合には、これに伴い地方道路整備臨時交付金の減額補正が必要となるが、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、この交付金の減額を行わないこととし、当初予算額どおり交付金を執行できるように、法的措置を講ずることとする。